

## 補助金調書

補助金名	省エネアドバイザー派遣支援事業			担当課 (連絡先)	環境局環境エネルギー政策部 温暖化対策課 (TEL711-4282)	
交付先	事業者	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	平成24年4月27日(金)～平成25年2月28日(木)			
(公募の場合) 応募要件	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者 福岡市内に事業所を有する事業者で市税を滞納していない者					
補助開始年度	平成24	年度	経過年数	1	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市内の事業所を対象に実施するエネルギー使用量を削減するために専門家を派遣する事業であり、かつ、次の各号に定める要件を満たすものとする。 (1) 補助対象者への専門家の派遣は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「専門家継続派遣事業」もしくは「経営実務支援事業」に基づくこと。 (2) その他事業の目的達成のために必要な事項					
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	定額 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 専門家の派遣のうち、省エネルギー診断の実施に供したのものについては、補助対象者が負担した額の全額とする。ただし、1施設当たり33,400円を限度とする。 (2) 専門家の派遣のうち、省エネルギー診断後の省エネルギー化のためのアフターフォローに供したのものについては、補助対象者が負担する額の半額とする。ただし、1施設当たり56,000円を限度とする。				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	件	件	件		
	4,040 千円	千円	千円	千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	〔平成24年度新規事業〕					
補助金交付 による効果	対象施設には毎年5%程度の省エネ効果が見込まれる					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。